

北海道消費生活条例見直し検討部会報告概要（案）

1. 調査審議結果等

(1) 検証項目

- ① 消費者に関わる法令（消費者契約法、特定商取引に関する法律、民法）の改正内容
- ② 社会経済情勢の変化等（シェアリングエコノミーの普及、消費生活審議会委員意見など）の状況

(2) 調査審議結果

- 現時点で、北海道消費生活条例を見直す必要はないものとする。
 - ・ 現行条例の趣旨や消費者と事業者との関係性のほか、行為の規制について、その条項の規定に「改正」「追加」条項の「新設」をするものはないため。
- 一方、法令改正の趣旨や社会経済情勢の変化等を踏まえ、施行規則等の改正や消費者被害回復制度の創設に関わる要綱の制定、第3次北海道消費生活基本計画への反映が望まれる。

2. 意見等

(1) 施行規則等の見直しについての検討

- ① 施行規則で定める禁止項目について、文言の追加や修正、新設等の具体的な見直しが望まれること
- ② 消費生活相談等の業務の円滑化に資する観点から、逐条解説の見直しが望まれること

(2) 特定適格消費者団体に対する貸付制度の検討

- ・ 特定適格消費者団体の被害回復裁判手続の円滑化に向け、裁判手続に必要な資金の貸付制度の創設が望まれること

(3) 第3次北海道消費生活基本計画への反映についての検討

- ① 民法改正による成年年齢引下げを見据えた若年成年者を保護する施策を具体的に盛り込むことが望まれること
- ② 持続可能な開発目標（SDGs）等の取組の推進について、消費者の安全の確保などの観点から、具体的な施策として盛り込むよう検討を進めることが望まれること

(4) シェアリングエコノミーに関すること

- ・ 今後の国の取組を注視するとともに、北海道立消費生活センターにおける相談事例を適時に把握することが望まれること